

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント説明書

1 サービスの内容

- (1) 地域包括支援センターは、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス支援計画（支援計画）を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏雄することがないように、公正中立に行います。なお、利用者は地域包括支援センターに対し、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- (4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに当たっては、要支援・要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、他の保健医療サービス、指定特定相談支援事業者、福祉サービス等、との連携に十分配慮します。
- (5) 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合、利用者又は家族から、当該病院又は診療所へ包括支援センターの担当職員の氏名及び連絡先をお伝え下さい。
- (6) 包括支援センターの担当職員は、サービス事業者から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (7) 包括支援センターの担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を開始した場合、作成した介護予防サービス支援計画を主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に交付します。
- (8) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに当たっては、介護予防の効果を最大限発揮できるよう、利用者の改善の可能性を実現するために適切なサービスを選択し、利用者の自立に向けた目標指向型の計画を策定します。
- (9) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに当たっては、介護予防の効果を最大限発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援すること、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことに努めます。

2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供する事業者の概要

事業者名	熊野町
代表者氏名	熊野町長 三村裕史
所在地	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
連絡先	(082) 820-5600

3 介護予防支援を担当する事業所の概要

事業所名	熊野町地域包括支援センター
事業者指定番号	広島県 3403100013号
所在地	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
連絡先	電話番号 (082) 820-5615 F A X (082) 854-8009 「5 サービス提供日及び時間」以外の緊急時電話番号 (082) 820-5600
管理者	水主川 明日香 (かこがわ あすか)

4 事業所の職員体制等

職種及び人員数	主任介護支援専門員 (常勤1名以上) 保健師または看護師 (常勤1名以上) 社会福祉士又はこれに準ずる者 (常勤1名以上) 介護支援専門員 (非常勤1名以上)
---------	--

5 サービス提供日及び時間

提供日	月曜日から金曜日 (国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
提供時間	8時30分から17時15分まで

6 利用者負担金

- (1) 介護予防支援に要した費用については、利用者負担はありません。
サービス利用に際し、以下の費用が介護給付費より負担されます。

介護予防支援事業費 (I) (1月につき)	442単位
初回加算 (新規作成時のみ)	300単位
委託連携加算 (居宅介護支援事業者に初回委託時のみ)	300単位

- (2) 介護予防ケアマネジメントに要した費用については、利用者負担はありません。
(3) 通常の事業の実施地域は熊野町ですが、実施地域外への訪問・出張であっても交通費 (実費) 等の請求はありません。

7 利用者の居宅への訪問頻度

介護予防支援利用者の場合3ヶ月に1回訪問します。介護予防ケアマネジメント利用者の場合6ヶ月に1回訪問します。

ただし、身体状況等に変化があった場合等は、必要時訪問します。訪問しない月は電

話等で状況を把握します。

8 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情等の対応窓口

熊野町地域包括 支援センター	電話番号	(082) 820-5615
	FAX番号	(082) 854-8009
	相談責任者	水主川 明日香 (かこがわ あすか)
	対応時間	上記「5 サービス提供日及び時間」に同じ

○公的機関においても、苦情申出等ができます。

熊野町 健康福祉部 高齢者支援課	所在地	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
	電話番号	(082) 820-5605
	FAX番号	(082) 854-8009
	対応時間	8時30分から17時15分まで(月曜日から金曜日) 国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く
広島県国民健康 保険団体連合会 介護福祉課	所在地	広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館
	電話番号	(082) 554-0783
	FAX番号	(082) 511-9126
	対応時間	8時30分から17時15分まで(月曜日から金曜日) 国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約にあたり、上記により説明をしました。

事業所住所 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

事業所名 熊野町地域包括支援センター

説明者 _____

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約にあたり、上記により説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

署名代筆者氏名

利用者家族代表者氏名